

○越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例
施行規則

平成 27 年規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例(平成 27 年越前町条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定空き家等の認定)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項に規定する特定空き家等認定基準は、別表に掲げる判定表のとおりとする。

2 条例第 13 条第 1 項に規定する当該空き家等が周辺に与える悪影響又は危険の切迫性等は、次の各号に掲げる事項を勘案して判断するものとする。

(1) 建築物の倒壊や崩落又は建築材料の脱落及び飛散等による不特定多数の第三者又は周辺の建築物への影響

(2) 建築物の外観を構成する部分の汚損及び腐食等又は敷地の不適切な管理状況等による景観への影響

3 町長は、条例第 13 条第 1 項の規定により認定された特定空き家等を特定空き家等認定台帳(様式第 1 号)を作成し、適切に管理しなければならない。

(助言又は指導)

第 3 条 条例第 15 条に規定する助言又は指導は、空き家等の適正管理について(助言・指導)(様式第 2 号)により行うものとする。

ただし、特定空き家等を除く空き家等にあつては、口頭による助言又は指導を妨げるものではない。

(勧告)

第 4 条 条例第 16 条に規定する勧告は、勧告書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 勧告書に記載する措置の内容は、特定空き家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのか理解できるように、明確に記載しなければならない。

3 条例第 16 条に規定する相当の猶予期限とは、勧告を受けた者が措置を行うことにより、その周辺環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間とし、物件を整理するための期間及び工事等の施工に要する期間を合計したものを標準とする。

(命令に係る事前の通知)

第 5 条 条例第 17 条第 2 項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書(以下「事前通知書」という。)(様式第 4 号)により交付するものとする。

2 事前通知書に記載する命じようとする措置の内容は、条例第 16 条の規定により行った勧告に係る措置とし、その措置の内容を明確に記載しなければならない。

3 事前通知書に記載する命ずるに至った事由は、根拠となる法令の条項及び当該特定空き家等の状態並びに当該特定空き家等が周辺にどのような悪影響を及ぼしていか及びその結果どのような措置を命ぜられているのか等について、所有者等が理解できるように、明確に記載しなければならない。

4 事前通知書に記載する意見書の提出期限は、意見書や証拠の準備をするに足りると認められる期間を設定しなければならない。

(意見の聴取の請求)

第6条 条例第17条第3項の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 意見の聴取の請求がなく条例第17条第3項に規定する期間を経過した場合には、意見書の提出期限の経過をもって、直ちに条例第17条第1項に基づく命令をすることができる。

(公告)

第7条 条例第17条第5項の規定による公告は、越前町公告式条例(平成17年越前町条例第4号)第2条第2項の別表に定める掲示場に掲示して行うものとする。

(代理人)

第8条 条例第17条第3項の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求した者(以下「聴取請求者」という。)が代理人を出席させようとするときは、代理人の資格を証する書面を町長に提出しなければならない。

(証人)

第9条 聴取請求者が、条例第17条第6項の規定により意見の聴取の期日に証人を出席させようとするときは、当該証人の氏名及び住所並びに証人の出席を必要とする理由を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(意見聴取者)

第10条 意見の聴取は、町長の指名する職員(以下「意見聴取者」という。)が行うものとする。

(意見の聴取の方法)

第11条 意見の聴取は、条例第26条第1項に規定する立入調査を委任した当該職員又はその委任した者を出席させた上、聴取請求者に対し、口頭で行うものとする。

(権利の放棄)

第12条 聴取請求者が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取に関する権利を放棄したものとみなす。

(陳述の制限)

第13条 意見聴取者は、意見の聴取の期日に出頭し、又は出席した者の陳述が当該事案の範囲を超えていると認めるときその他意見の聴取の円滑な進行を妨げていると認めるときは、当該陳述を制限することができる。

(秩序の維持)

第14条 意見聴取者は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、意見の聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

2 意見聴取者は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、意見の聴取を傍聴しようとする者に対し、入場を制限することができる。

(調書の作成)

第15条 意見聴取者は、意見の聴取の終了後、意見の聴取の概要を記載した調書を作成し、意見を付して、町長に報告しなければならない。

(命令)

第16条 条例第17条第1項に規定する命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

(公表及び公示)

第17条 条例第17条第7項の規定による公表及び公示は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 越前町公告式条例第2条第2項の別表に定める掲示場への掲示

(2) 町のホームページへの掲載

(3) その他町長が必要と認める方法

(標識の設置)

第18条 条例第17条第7項に規定する標識は様式第7号により設置するものとする。

2 条例第17条第8項の規定により前項の標識を設置するときには、目的を達成するために最も適切な場所を選定し、設置しなければならない。

(行政代執行)

第19条 条例第18条に規定する行政代執行は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 他人が代わってすることのできる義務(代替的作為義務)に限られること。

(2) 当該特定空き家等による周辺的生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲のものとしなければならないこと。

2 その他行政代執行に必要な事項は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところによる。

(戒告)

第20条 条例第18条に規定する行政代執行をなすときは、相当の期限を定め、かつ、その期限までに義務の履行がなされないときは代執行をなすべき旨を、戒告書(様式第8号)により、あらかじめ特定空き家等の所有者等(以下「義務者」という。)に戒告しなければならない。

2 前項に規定する相当の期限は、義務者に戒告書が到達した時点から起算し

て当該措置を履行することが社会通念上可能な期限とし、物件を整理するための期間及び工事等の施工に要する期間を合計したものを標準とする。

- 3 義務者が第1項に規定する戒告書において定められた措置の内容を期限までに履行しないときは、町長は直ちに次条に規定する代執行令書を通知せず、再度戒告を重ね、義務者自らそれを履行する機会を与えなければならない。

(代執行令書)

第21条 町長は、義務者が前条第1項の戒告を受けて、指定の期限までに義務を履行しないときは、客観的事実から義務の履行期限を延長することが社会通念上許され難い状況にあるか、又は再戒告により義務者自身による履行が期待され得るのか等の状況を勘案して判断し、代執行令書(様式第9号)をもって、義務者に通知する。

(代執行をなすべき時期)

第22条 代執行令書に記載する代執行をなすべき時期は、当該代執行措置を行うにあたり、義務者が動産を搬出すること等を勘案し、設定しなければならない。

(執行責任者)

第23条 代執行令書に記載する代執行のために派遣する執行責任者は町長が任命する。

- 2 町長は、執行責任者に対して、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証(様式第10号)を交付しなければならない。

(動産の取扱い)

第24条 町長は、行政代執行の対象となる特定空き家等の中に相当の価値のある動産が存する場合は、所有者に運び出すよう連絡し、応じない場合は期間を定めて保管しなければならない。

- 2 前項の期間は、1週間以上1箇月未満とし、町長が決定する。

(費用の徴収)

第25条 町長は、実際に行政代執行に要した費用について、義務者に対し、代執行費用納付命令書(様式第11号)において、その納付を命じなければならない。

- 2 その他費用の徴収について必要な事項は、国税徴収法(昭和34年法律第147号)の例による。

(行政代執行に係る非常又は危険切迫の場合)

第26条 非常又は危険切迫の場合において、第16条の命令書による措置の内容の実施について緊急の必要があり、第20条第1項の規定による戒告書及び第21条による代執行令書の交付の手续をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

(措置を命ぜられるべき者を確知できない場合の事前公告)

第27条 条例第19条に規定する公告の方法は、越前町公告式条例第2条第

2 項の別表に定める掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に掲載するものとする。ただし、町長が相当と認めるときは、官報の掲載に代えて、町の広報等に掲載することをもって足りるものとする。

2 公告の期間は、最後に官報等に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間とする。

(緊急安全措置)

第28条 条例第20条第1項に規定する緊急安全措置の実施及びその費用負担の同意は、緊急時における安全措置のための同意書(様式第12号)により行うものとする。

(軽微な措置)

第29条 条例第21条第2項に規定する敷地内に立ち入って軽微な措置を講ずる場合の同意は、軽微な措置のための同意書(様式第13号)により行うものとする。

(実態調査等)

第30条 町長は、条例第25条に規定する実態調査を5年ごとに実施するものとする。

2 前項の実態調査を実施する場合は、空き家等の所有者等への意向調査もあわせて実施するものとする。

(立入調査証)

第31条 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第14号)による。

(情報提供等)

第32条 条例第27条の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書(様式第15号)を町長に提出するほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(その他)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）建築物の倒壊や崩落又は建築材料の脱落及び飛散等により、町民の生命や財産に危害を及ぼすおそれのあるものの判定表

項目	内容	評点
基礎、土台、柱又ははり	ア．特に問題のないもの	0
	イ．柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
	ウ．基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
	エ．基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの又は現に大部分が崩壊しているもの	100
外壁又は界壁	ア．特に問題のないもの	0
	イ．外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
	ウ．外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25
	エ．外壁又は各戸の界壁の仕上材料が全て剥落又は損壊しているもの	50
屋根	ア．特に問題のないもの	0
	イ．屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
	ウ．屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
	エ．屋根が著しく変形したもの又は屋根ぶき材料の著しい剥落、軒の裏板が腐朽等により欠落しているもの	50

(2) 建築物に附属する工作物等の腐朽又は破損等により、町民の生命や財産に危害を及ぼすおそれのあるものの判定表

項目	内容	評点
室外機、看板 その他の建築物に附属する 工作物	ア. 特に問題のないもの	0
	イ. 一部に脱落、剥離、破損、変形等が生じているもの	10
	ウ. 著しい脱落、剥離、破損、変形等が生じているもの	20
塀、柵その他の敷地を囲む 工作物	ア. 特に問題のないもの	0
	イ. 一部が傾斜し、又は崩落しているもの	10
	ウ. 著しく傾斜し、又は崩落しているもの	20
敷地地盤の擁壁等の構造物	ア. 特に問題のないもの	0
	イ. 擁壁表面の一部に水のしみ出し・流出、ひび割れ等が生じているもの	10
	ウ. 著しい擁壁表面の水のしみ出し・流出、ひび割れ等が生じているもの	20

(3) 建築物や設備等の破損やごみ等の放置又は不法投棄等により、防犯上及び衛生上の支障又は良好な景観その他生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものの判定表

項目	内容	評点
建築物・設備等の破損等	ア. 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況にあるもの	10
	イ. 浄化槽等の放置・破損等による汚物の流出・臭気が発生しているもの	10
	ウ. 排水等の流出による臭気が発生しているもの	10
ごみ等の放置・不法投棄	ア. ごみ等の放置・不法投棄により、臭気が発生、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生しているもの	10
その他生活環境	ア. 屋根、外壁等の建築物の外観を構成する部分のうち、道路や公園等から視認できる部分に汚損、腐食、腐朽、剥離、破損が生じているもの	10
	イ. 立木、雑草等が敷地全体において繁茂しているもの	10
	ウ. 敷地内にごみ等が大量に散乱又は山積したまま放置されているもの	10
	エ. 外壁や開口部等において、不特定の者が容易に侵入できる穴や亀裂等が生じているもの	10
	オ. 動物の鳴き声その他の音の頻繁な発生、動物のふん尿その他の汚物の放置による臭気が発生しているもの	10
	カ. 敷地外に動物の毛・羽毛が大量に飛散しているもの	10
	キ. 多数のねずみ・はえ・蚊・のみ等の発生、住みついた動物の周辺の土地・家屋への侵入が生じているもの	10
	ク. シロアリの大量発生・近隣の家屋への飛来が生じているもの	10

上記の項目に該当する全ての評点を別表(1)及び(2)の合計した評点に加え、100点を超えるものを危険性ありと判定。

様式第1号（第2条関係）

特定空き家等認定台帳

	地区名		行政区名	
	管理番号	—	—	
立入調査日		調査員		
認定日				
所在地	福井県丹生郡越前町			
種別	居宅・店舗・共同住宅・事務所・旅館・工場・倉庫・ その他（ ） ※主たる種別が複数ある場合は全て選択			
構造	_____階建 木造・非木造・その他（ ） 屋根材：瓦葺・スレート葺・陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺・ その他（ ）			
所有者等種別	氏名	住所	電話番号	
助言・指導日	年 月 日	勸告日	年 月 日	
助言・指導の措置の内容		勸告の措置の内容		
措置の期限	年 月 日	措置の期限	年 月 日	
命令に係る事前通知日	年 月 日	命令日	年 月 日	
意見書の提出期限	年 月 日	措置の期限	年 月 日	
命じようとする措置の内容				
代執行に係る戒告日	年 月 日	措置の期限	年 月 日	
代執行令書	通知日 : 年 月 日 代執行の時期 : 年 月 日～ 年 月 日			
特記事項	-----			

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

空き家等の適正管理について（助言・指導）

（※根拠法令又は条例の条項）の規定により、所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとして定められています。

貴殿が所有（所有・管理・占有）する下記の空き家等につきましては、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがありますので、速やかに措置を講じられるよう空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項の規定により下記のとおり助言・指導します。

なお、所有（所有・管理・占有）の状況等について事実と異なる場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、ご容赦願いますとともに、下記問合せ先までご一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の氏名及び住所	
空き家等の所在地及び種別	
助言・指導の内容	

※根拠法令又は条例の条項（空き家等又は特定空き家等）に応じて記載

空き家等・・・越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（平成27年越前町条例第33号）第2条第2号

特定空き家等・・・空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項

お問合せ先
担当課
電話番号

[裏面]

越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、**空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）**に定めるもののほか、町及び関係者の責務を明らかにし、空き家等対策の基本理念並びに空き家等に関する対策を地域ぐるみで総合的かつ計画的に実施するための必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安心安全な住環境の確保並びに空き家等の利活用を促進し、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）**空き家等** 町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）**特定空き家等** 町内に所在する空き家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適切に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、当該空き家等及び跡地を利活用する見込みがないときは、賃貸、売買その他これを利活用するための取組を行うよう努めなければならない。

（助言又は指導）

第15条 町長は、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない空き家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

勸告書

貴殿の所有する下記空き家等は、越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（平成27年越前町条例第33号）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講ずるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者 担当課長

連絡先：

5. 措置の期限 平成 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に越前町長に対し異議申立てをすることができます。

[裏面]

越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町及び関係者の責務を明らかにし、空き家等対策の基本理念並びに空き家等に関する対策を地域ぐるみで総合的かつ計画的に実施するための必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安心安全な住環境の確保並びに空き家等の利活用を促進し、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空き家等及び跡地を利活用する見込みがないときは、賃貸、売買その他これを利活用するための取組を行うよう努めなければならない。

（勧告）

第16条 町長は、特定空き家等の所有者等に助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認められるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（命令、公表及び標識の設置並びに公示）

第17条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（税制上の措置）

第22条 町は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている土地であっても、第16条の規定により必要な措置を勧告された特定空き家等に係る土地については、住宅用地特例の適用を除外するものとする。

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空き家等は、越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（平成 27 年越前町条例第 33 条）第 2 条第 2 号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、平成 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第 14 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、越前町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空き家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
担当課長 宛
送付先：
連絡先：
5. 意見書の提出期限 平成 年 月 日

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。

[裏面]

越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町及び関係者の責務を明らかにし、空き家等対策の基本理念並びに空き家等に関する対策を地域ぐるみで総合的かつ計画的に実施するための必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安心安全な住環境の確保並びに空き家等の利活用を促進し、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空き家等及び跡地を利活用する見込みがないときは、賃貸、売買その他これを利活用するための取組を行うよう努めなければならない。

（命令、公表及び標識の設置並びに公示）

第17条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

意見の聴取請求書

越前町長 様

請求者

住 所

（所在地）

氏 名

㊟

（名称及び代表者名）

年 月 日付で空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定に基づく「命令に係る事前の通知書」を受領しましたが、これに関する公開による意見の聴取を請求します。

様式第6号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

命 令 書

貴殿の所有する下記空き家等は、越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（平成27年越前町条例第33号）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、平成 年 月 日付け 第 号により、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記の措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 担当課長

連絡先：

5. 措置の期限 平成 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に越前町長に対し異議申立てをすることができます。

[裏面]

越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町及び関係者の責務を明らかにし、空き家等対策の基本理念並びに空き家等に関する対策を地域ぐるみで総合的かつ計画的に実施するための必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安心安全な住環境の確保並びに空き家等の利活用を促進し、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空き家等及び跡地を利活用する見込みがないときは、賃貸、売買その他これを利活用するための取組を行うよう努めなければならない。

（命令、公表及び標識の設置並びに公示）

第17条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

7 町長は第1項の規定による措置を命じた場合においては、その措置を命ぜられた者の住所及び氏名その他必要な事項を公表するとともに、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

8 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空き家等に設置することができる。この場合において、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

9 第1項の規定による命令については、越前町行政手続条例（平成17年越前町条例第13号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

様式第7号（第18条関係）

標 識

下記特定空き家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空き家等
所在地
用途
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者 担当課長
連絡先：
5. 措置の期限 平成 年 月 日

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

戒 告 書

貴殿に対し 年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空き家等の（※措置の内容）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空き家等の（※措置の内容）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空き家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積 m^2
延べ床面積 m^2
- (5) 所有者の住所及び氏名

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に越前町長に対し異議申立てをすることができます。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

代執行令書

年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空き家等を 年 月 日までに(※措置の内容)するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. (※措置の内容) する物件

所在地

種別 構造 面積 m²

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者

所属 役職 氏名

連絡先：

4. 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に越前町長に対し異議申立てをすることができます。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様式第 1 0 号（第 2 3 条関係）

（表面）

執行責任者証			第	号
所属	役職	氏名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。				
	年	月	日	
			越前町長	⑩
記				
1. 代執行をなすべき事項				
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載				
の（特定空き家等の所在地）の建築物の（※措置の内容）				
2. 代執行をなすべき時期				
年 月 日から 年 月 日までの間				

（裏面）

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）</p> <p>第 1 4 条 （以上略）</p> <p>9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>1 0 ～ 1 5 （略）</p> <p>行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）（抜粋）</p> <p>第 4 条</p> <p>代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p>

第 号
年 月 日

様

越前町長 ⑩
(担当課名)

代執行費用納付命令書

代執行内容	実施日 年 月 日
	実施内容
	実施場所
代執行費用	円
納 期 限	年 月 日

年 月 日付け 第 号代執行令書で通知しましたとおり、
行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 2 条の規定に基づき、

年 月 日までに、同封の納入通知書により、当該費用を納付するよう命令します。

※この命令書についてのお問い合わせ、納付相談につきましては、下記までご連絡ください。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条及び第 4 5 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に越前町長に対し異議申立てをすることができます。

お問合せ先
担 当 課
電 話 番 号

様式第12号（第28条関係）

緊急時における安全措置のための同意書

1. 緊急安全措置施行者 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1
越前町長

2. 空き家等の所在地 福井県丹生郡越前町

上記空き家等において緊急時に危険な状態が切迫していると認められる場合は、危険な状態を回避するため、緊急安全措置施行者が行う必要な安全措置の実施については、異議がないので同意します。

なお、緊急安全措置施行者が実施する措置の費用については、下記空き家等の所有者等がこれを負担することを併せて同意します。

年 月 日

空き家等の所有者等

住 所

氏 名

印

様式第13号（第29条関係）

軽微な措置のための同意書

1. 軽微な措置の施行者 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1
越前町長

2. 空き家等の所在地 福井県丹生郡越前町

上記空き家等において地域における防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減する必要がある場合は、施行者が空き家等の敷地内に立ち入って行う軽微な措置（解放されている窓の閉鎖や草刈りなど）の実施については、異議がないので同意します。

年 月 日

空き家等の所有者等

住 所

氏 名

印

様式第 1 4 号（第 3 1 条関係）

（表面）

		第	号
立入調査員証			
所 属		(写真)	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）			
越前町長 (印)			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 9 条 （以上略）

2 市町村長は、第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第15号（第32条関係）

年 月 日

越前町長 様

住 所

氏 名

連絡先

空き家等に関する情報提供書

次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

空き家等の状態

※できるだけ詳しく状態を記入してください。また、空き家等の位置が分かる地図、略図等を添付するか、空き家等の状態とあわせて上覧に記入してください。